

# しょうばら市議会だより

～ 議会報告会でいただいた意見などをお知らせします～

号外：平成23年9月20日発行

庄原市議会では、議会基本条例に基づき議会報告会を7月1日から21日までの間、22会場で実施しました。

概要は、8月19日発行の市議会だより第27号でお知らせしておりますが、会場から寄せられた主な意見等について今回抜粋してお知らせします。

また、議会報告会でいただいた提言、意見については、今後の議会運営に生かしてまいります。

## 1 報告事項に対する質疑・応答

### (1) 議会基本条例について

問 基本条例をつくるにあたって、どんな課題が出て、どういう過程で対応されたのか。

答 合併してから、議会と市民との距離が遠くなったという意見が多く寄せられ、市民に開かれ、市民参加を推進する議会をめざし、先進事例の調査、議会懇談会の開催や議会に関するアンケートの実施など市民の皆さんから意見を聞く機会を設け、議会の監視機能、市長の反問権、政治倫理など様々な角度から検討を重ね、約1年間かけて議会

運営の基本的事項を明文化した議会基本条例を制定した。

問 市民の意見を聞くことについて基本条例第5条では、議会が地域の懇談会や報告会で市民の意見を聞くなどとなっている。陳情・要望だけでは今までと何も変わらないのではないか。

答 このよつな報告会が第一歩である。言われたことは必ず議員全員で話をし、お返りする。今回の報告会で地域から出された要望等については、市長等に届ける。

問 請願・陳情の取り扱いについて、市民の政策提案と基本条例で位置づけられているが、請願を提出された方への取り扱いはどのようになっているのか。

答 陳情及び請願についてはそれぞれ所管の常任委員会へ付託して審査することとしている。審査後は本会議で採決を行い、出願者へ結果を通知する。

問 基本条例はできたが、これをいかに実行するにかかっている。具体的な推進方法、チェック方法はどのようになっているのか。

答 基本条例は市民の皆さんとの約束であり、議員が自覚を持って実行していかなければならない。

### (2) 三楽荘について

問 文化的遺産というが、国や県はどのように評価しているのか。評価されているとすれば、助成してくれるのか。

答 文化庁の調査で評価された(平成23年1月26日に国登録有形文化財に登録)。ただし、助成はない。

問 三楽荘にこれまで幾らの市費がかかったのか。

答 現在までに土地購入、改修費などで1億7859万3000円を投じている(土地代4651万4000円、建物は寄付、建物の修繕・外溝工事費等に1億3207万9000円)。

問 今後の維持管理はどのようになるのか。

答 市の方針は、2年間をめどに直営管理する。3年目以降については、庄原市三楽荘運営協議会で検討し、決定することとしている。

問 三楽荘への市費投資に関して、三楽荘がどのような投資効果を生むのか。市長提案の際、市長から明確な説明があったのか。また、市議会はこの点の確認をしたのか。

答 三楽荘は明治24年に建てられたものであり、大変有意義だということ。また、地域からの要望で、ぜひともこれを残してほしいということであった。そして、登録有形文化財に登録された。保存すること、庄原市にとっては大変な財産を残すことができるから、保存して有意義に使いたいという説明であった。経済的な効果が出るかどうかは、東城まちなみ保存振興会などの協力なしには難しい。何回も途中でストップし、ここまでやってきた。国の景気対策により、何回も市長から提案され、反

対という声も随分と上がりながらやってきた。

地域性もあるので、東城町以外の方にとって、メリットがあるかないかは、そこに直接行っていただかないとわからない。三楽荘を見ていただき、楽しんでいただきたい。



八銚自治振興センター（西城）

(3)ベンチャー企業との共同事業について

問 (株)ジユオンの問題は非常に大きな問題である。どういった経緯でこのようになったのかを明確にしてほしい。

答 (株)ジユオンの事業は、当時の時代背景（燃料の高騰、工業団地の雇用・空き地、間伐材を燃料にするなど）により、市と協定書を結び木質バイオマス関連事業を実施していたが、平成22年11月30日に唐突に事業を停止し、今後は裁判所に破産申立すると告示された。

問 グリーンケミカル(株)について、再建の見通しはどのようになるのか。

答 (株)ジユオンの子会社であるグリーンケミカル(株)の再建について、市長答弁では、「事業継承について数社名乗りを上げていただいている。社名は経営にかかわることであり公表はできない。」と語っている。現在、民事再生手続き準備中であり、もう少し時間をいただきたいとのことである。

問 グリーンケミカル(株)へ交付された補助金約4億7200万円の国への返還は今後どうなっていくのか。

答 交付した補助金のうち、事業変更に伴い補助対象外となった設備に対する補助金は国へ返還する必要があるが、事業継続がされればその他の補助金の返還は発生しない。8月26日に債権者会議が開かれるが、そこを見ないと何とも言えない。

問 リフレッシュハウス東城のチップボイラーについて、今後どのように整理されるのか。

答 従前の灯油ボイラーに切り替えている。今後の取り扱いについては関係者で協議中である。

問 (株)ジユオンはなぜ倒産したのか。

答 (株)ジユオンの販売主力商品はBCL（排気ガスの浄化溶液）で、商船に使用されていたが、リーマンショック以降、販売額が激減し、

資金繰りの悪化により倒産に追い込まれた。

問 事業計画変更に伴い、既に整備していた装置の一部が補助対象外となったため、国への補助金の自主返還が必要となったが、(株)ジュオンは破産状態にあり、この補助金はどうなるのか。

答 (株)ジュオンは木質からのエタノール・リグニンの製造の事業化を進めていた。製品はできるが価格が高い。今の段階では採算が合わないということでも目的を変えた。事業変更に伴い国の補助事業で導入した一部の設備が目的外使用に当たするため、グリーンケミカル株が補助金の自主返還を申し出たものだ。市を経由して補助金を交付しているため、本年中には国に返還しなくてはならない。

問 エタノール実証実験施設にかかった費用は幾らか。

答 建築費は市費で1806万7000円。実証実験施設整備費として事業費3030万7000円で

そのうち国の補助金が1441万9000円となっている。

問 市と(株)ジュオンとは協定書を結んでいるのだから、一方的に破産申立とは納得がいかない。議会として、それでいいのか。

答 市長から昨年の11月30日の件について、12月2日に突如、(株)ジュオンの破産申立について聞いた。共同事業の調査特別委員会を設置し、当事者である西本氏に再三にわたり出席を求めたが、出席に至っていないのが現状である。

問 この問題で、議会は本当に事業の将来性があると考えているのか。

答 市長からは、「この事業の将来性を見込んで、数社から検討いただいている。事業を継承することにより国への補助金返還もなくなる。」と説明があり、議会として注視している。

問 木粉で採算が取れるように、会社として本当に運営ができるのか。

答 木粉で採算が取れるかどうかはわからないが、現在、木粉を50%以上混ぜたプラスチックの商品化に向けて数社が努力をされていると聞いている。

問 (株)ジュオンの事業はいつごろからはじめているのか。どれだけ投資して、どついつ経過だったのか。1年ごとの経過説明をしていたいただきたい。また、議員にも責任があるのではないか。

答 平成19年4月13日に(株)ジュオンから市へ計画書が提出され、その後、補助金申請を経て、リフレツシユハウス東城のチップポイラー整備、エタノール実証実験施設整備に補助金3438万3000円が交付されている。昨年11月30日に破産申立をする旨の告示がなされた。議会としての議決責任は多いにある。

問 補助金の返還が一番の問題だと思つ。市民一人ひとりに負担がからないように、努力すべきではないか。

答 庄原市と環境ベンチャー企業(株)ジュオン)との共同事業に関する調査特別委員会の最終報告書において、事業再開あるいは事業の継続あるいは譲渡という面から、この地域ハイオマス利活用整備交付金事業が継続できる見通しが立った場合は再建スキームのプロセスを含め議会に説明を行うこと。そして、再建に当たっては、詳細な再建計画案を提示し報告するとともに、これ以上の市費の投入を避けることを求めている。

ほか、多くの質問をいただきました。

問 (株)ジュオン等の破産手続きの状況について

8月26日に財産状況報告集会(第1回債権者集会)が開催されましたが、進展がなく、次回12月6日に予定されている第2回の集会に委ねられています。

## 2 意見・要望等について (議会へ対する意見・要望)

議会基本条例は、あたり前のことが書いてある。これを実践していただければいい議会になるのではないかと。絵に描いた餅にならないよう実行していただきたい。

集会方法を考えてほしい。集まりが悪いのは、方法が悪いのではないかと。せっかく開催するのだから人が集まるよう考えてほしい。

株シユオンの問題は市民にしっかりと説明し、その後、責任を取るべきである。市長等はあせりすぎだ。議会はチェック機能を果たしていない。

議会基本条例に基づきこつこつという機会を設けられたことは評価する。

市民への情報提供が不十分ではないか。

過疎、高齢化、農林業問題は深刻だ。議会はまちづくりのリーダーに。

市長と議会が対等とは思えない。議会はしつかりと。

市議会のホームページでご覧くださいとありますが、この地域ではホームページをみる事ができない。公平な行政執行を行うのは

あたり前のこと。議会も、それが公平に執行されているかどうかのチェックが必要である。

このような機会をどんどんつづけて地域へ向けていただきたい。

老人クラブにも来ていただきたい。事前に資料を全戸配布してほしい。

議員の定数は今後どうするのかわかっているが、とにかく広く議論する場を設け、保険料を払う方、サービスを利用される方などの意見が反映できるように、議会として配慮いただきたい。

市がやっていることをわかりやすく説明していない。真剣に検討されていない。議員は市民代表の認識がない。

議会報告会を年1回でなく、半年に1回とかにできないのか。

地域課題についても報告してほしい。

など、多くの意見等をいただきました。

## 3 まとめ

各会場で行いただきました意見・要望を踏まえ、今後の議会報告会についてまとめを行いました。

### 開催時期等について

当面、年1回の実施とし、時期は6月定例会後に行つ。

### 会場の設定数について

21会場を基本とする。なお、地域の実情を加味し柔軟に対応する。

### 報告内容について

議会で議論が集中し、注目をされた事業(市民の意見を聞き市議会へ反映させるため、これからの方向性を決定するものも含む。)を今後報告事項とする。

地域(自治振興区)へ問いかけ地域課題もテーマとして検討をする(地域の関心事もテーマとすることで参加を促す)。

### 配布資料について

今回の配布資料は議会広報紙からの抜粋としたが、わかりやすい資料を望む声も多く、わかりやすい資料づくりに向けて議論、作成を行う。

行政への意見・要望など必要な事項については、執行機関へ回付しています。これは、議会は議事機関であり、事務の管理や執行は市長の権限であるためです。

なお、議会報告会の内容を取りまとめたものを、各自治振興区へ送付してまいりますのでお立ち寄りください。



田森自治振興センター(東城)

お問い合わせ先

庄原市議会事務局

電話 〇八二四 七三 一一六一